

## 個人会員のみなさまへ

### 会費の所得税の寄附金特別控除（税額控除）に関するお知らせ

個人会員の皆様が当会にお支払いいただく後援会費は特定寄附金とみなされ、所得税の寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けることができます。

2020年度にお支払いの後援会費は、所得税の確定申告の際に税額が控除されます。

#### 【控除を受けるための手続】

所得税の確定申告書に下記を添付し申告する必要があります。

- ① 会費の領収書（当会の場合、郵便局 振込用紙の「払込票兼受領証」）
- ② 当会が税額控除対象法人である旨の内閣府の証明書（写し）（「税額控除に係る証明書（写し）」）

- 「払込票兼受領証」を紛失された方、銀行振込された方には領収証を発行します。  
→ 事務局にお申し付けください。Tel 03-3584-6531
- 「税額控除に係る証明書」（写し）を郵送希望の方 → 事務局にお申し付けください。

#### 【寄附金特別控除（税額控除）の説明】

当会への寄附金特別控除は次の算式で計算します。

（その年中に支出した当会に対する寄附金の合計額－2千円）×40%＝寄附金特別控除額

※100円未満の端数切捨て

<当会の個人会費1口：5,000円の場合>

$(5,000円 - 2,000円) \times 40\% = 1,200円$  を所得税から控除できます。

※個人が支出した寄附金の控除の詳細は、国税庁のホームページでご確認ください。

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04\\_3.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm)



府益担第860号

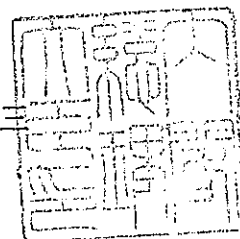
平成28年8月9日

公益財団法人日本花の会

代表者 萩原 敏孝 殿

内閣総理大臣

安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成28年8月9日 から 平成33年8月8日 まで